

有価証券報告書の適正性に関する確認書

平成 29 年 12 月 22 日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 殿

本店所在地	東京都虎ノ門四丁目 3 番 1 号
不動産投資信託証券発行者名	森トラスト総合リート投資法人
	(コード: 8961)
	執行役員
代表者の役職・氏名 (署名)	八木政幸

当法人の執行役員である八木政幸は、当社の平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日までの第 31 期事業年度の有価証券報告書の提出時点において、当該有価証券報告書に不実の記載がないものと認識しております。

記

1. 本投資法人の基本的仕組み

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に基づき、資産の運用にかかる業務を森トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下「資産運用会社」といいます。）に、また、会計帳簿の作成に関する事務等を三井住友信託銀行株式会社（以下「会計等事務受託者」といいます。）に委託しております。

2. 有価証券報告書の作成プロセス

会計等事務受託者が作成した会計帳簿をもとに、資産運用会社にて有価証券報告書案が作成されます。有価証券報告書案の作成については、資産運用会社の企画財務部が主管となり、投資運用部からも担当を選出し、両部署が共同してその作成にあっております。

作成された有価証券報告書案は、必要に応じて税理士法人及び法律事務所によるチェックと助言を受けるとともに、本投資法人の会計監査人（新日本有限責任監査法人）による監査を受け、執行役員である私はその内容を精査し、承認を行った上で提出しております。

3. 不実の記載がないと認識するに至った理由

- (1) 本投資法人の会計監査人である新日本有限責任監査法人より金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明書を受領しており、重要な点において適正に表示されている旨の報告を受けております。
- (2) 法令に関する事項について、法律事務所による開示内容の適正性、適法性についてのチェックと助言を受けております。
- (3) 税務に関する記載事項等について、税理士法人によるチェックと助言を受けております。
- (4) 会計等事務受託者より会計帳簿に関する事項等について、本投資法人の役員会に適切に報告されております。
- (5) 私は、本投資法人の執行役員として資産運用状況について必要な報告を受けており、報告された事項と有価証券報告書に記載されている事項に相違がないことを確認しております。また、本投資法人の経理処理は私の指図（包括的な指図を含みます）により行っており、不正な処理がなかったことを確

認しております。

- (6) 私は、資産運用会社の代表取締役社長を兼職しているため、資産運用会社の業務執行状況を直接掌握しており、掌握した事項と有価証券報告書に記載されている事項に相違がないことを確認しております。

以 上